



Title	労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例： 労働関係における民法典950条
Author(s)	廣野, 風跳
Citation	阪大法学. 2025, 75(3), p. 135-163
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102807
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

労働成果物の所有権帰属についての ドイツ裁判例

——労働関係における民法典950条——

廣野風跳

- 第1章 はじめに
- 第2章 BGB950条に係る議論状況
 - 第1節 BGB950条概説
 - 第2節 生産的労働拡大説
- 第3章 裁判例
 - 第1節 1951年判決を基礎とする裁判例における生産的労働拡大説の展開
 - 第2節 研究の自由として保障される研究資料の製作——1990年判決
 - 第3節 職人試験における職人制作（Gesellenstück）の製作
 - 第4節 小括
- 第4章 おわりに

第1章 はじめに

労働者が労働関係において製作した有体物（以下、「労働成果物」とする。）は、使用者に帰属する。このこと自体に疑いはない。しかし、それを実定法の領域で表現しようとするならば、民法246条につき生じる解釈問題を解決しなければならない。

たしかに、民法246条1項本文は、加工物の所有権が材料所有権者に帰属する材料主義を採用している。しかし、同条項は、材料主義を貫徹させてはおらず、そのただし書において、加工によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工物の所有権が加工者に帰属する加工主義を採用している。そ

論 説

のため、およそ労働（加工）によって生じる価格は材料の価格を著しく超えるのであろうから、労働成果物の所有権は加工者である労働者に帰属することとなる。そこで、なぜ民法246条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという解釈問題が生じる。

民法学と労働法学のいずれも、この問題の解決を試みている。例えば、民法246条の任意規定性を前提にそれと異なる特約の存在を認める見解、また、同条は従属労働を特徴とする労働関係への適用を予定していないとする見解が示されている。⁽¹⁾ もっとも、いかなる場合にそのような特約の存在が認められるのか、また、いかなる場合に労働関係の特殊性が認められるのかについては、立ち入って検討されていない。⁽²⁾

しかし、この問題についての裁判例は存在しておらず、そこから具体的な場合を導くことはできない。もっとも、なぜ民法246条1項の文言に反して加工物の所有権が注文者に帰属するのかという、請負関係における解釈問題についての裁判例は存在しており、この問題に関連してしばしば参考されている。⁽³⁾ そこで、労働関係における解釈問題に関する限りで、当該裁判例を確認する。

この裁判例とは、「民法第二百四十六条ハ加工者カ他人ノ依頼ヲ受ケ其者ヨリ預カリタル材料ニ対シ単ニ工作ヲ加フルカ如キ場合ニ之ヲ適用スヘキモノニアラス」と判示する大判大正6年6月13日（以下、「大判大正6年」とする。）、及び、「洋服の仕立業者が、他人の注文を受けて、仕立のためにその者から預かった洋服生地に加工を加え洋服に仕立てたような場合には、たとえその結果著しく価格が増加しても、その所有権は注文者に属するものと解すべきである。」と判示する最決昭和45年4月8日（以下、「最決昭和45年」とする。）である。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

いずれの判示も、加工物の所有権が注文者に帰属すると結論づけてはいるものの、その根拠については何も明らかにしていない。⁽⁶⁾ そのため、これらの実質的根拠は、さまざまに推察されている。たしかに、支配的見解は、民法246条の任意規定性を前提にそれと異なる特約の存在を認めたものと推察している。しかし、これに与しない見解も示されている。それは、大判大正6年について、同条は請負関係には適用されないとしたものと推察する見解であり、また、最

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

決昭和45年について、同条1項における「加工者」を法的な概念として捉えた上で、請負人がこれに該当しないとしたものと推察する見解である。⁽⁹⁾

ここで重要なことは、いずれの見解も、大判大正6年及び最決昭和45年の評価としては必ずしも否定されることである。このことは、これらの裁判例から結論にとって有意な事実を抽出し、それを基に一般的命題を導くことが、事実上不可能であることを意味する。そうすると、なぜ民法246条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという解釈問題についての裁判例は、参考になりうるものも含めても、事実上存在しないこととなる。

このように、学説はもとより、裁判例も、いかなる場合に民法246条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかについて、具体的な判断枠組みを示していない。

ところで、ドイツにおいても同様に、労働成果物（Arbeitsergebnis）が使用者に帰属することを実定法の領域で表現しようとするならば、ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch：以下、「BGB」とする。）950条につき生じる解釈問題を解決しなければならない。

BGB950条1項1文は、「一個又は数個の材料を加工又は改造することによって新たな動産を作成した者は、加工又は改造によって生じた価値が材料の価値を著しく下回らない限り、その新たな物の所有権を取得する。」と規定している。それゆえ、労働者は労働関係において労働（加工）するのであるから、本条項が文言通りに適用されるならば、使用者ではなく、労働者が労働成果物の所有権者になる。そこで、なぜBGB950条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという解釈問題が生じる。

民法学と労働法学のいずれもこの問題の解決を試みていることは、わが国と共通している。これに対して、ドイツにおいては、裁判例もこの問題の解決を試みている。そしてまた、いくつかの領域において、裁判例の展開が見られる。⁽¹⁰⁾

そこで、本稿は、いかなる場合に民法246条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかについて、具体的な判断枠組みが不明確であることに鑑み、なぜBGB950条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという解釈問題についての裁判例を分析し、その判断枠組み

論 説

の基礎を提供することを目的とする。

以下では、BGB950条の規定内容及び学説をその前提として確認した上で（第2章）、裁判例の分析に入る（第3章）。

第2章 BGB950条に係る議論状況

第1節 BGB950条概説

BGB950条は、生産的で価値創造的な労働を所有権取得の根拠として認める根本思想に基づいている。⁽¹²⁾ そしてまた、材料所有権者と加工者の利害関係の判断による所有権関係の明確化のみを目的としている。⁽¹³⁾

BGB950条1項による所有権取得の要件は、一個又は数個の材料の加工、新たな物の製作、加工の価値が材料の価値よりも著しくは低くないことである。

加工とは、新たな物の製作に向けられる、材料へのあらゆる価値創造的行為と定義できる。⁽¹⁴⁾ そして、ある行為がこれに該当するか否かは、取引通念に従って判断される。例を挙げるならば、貯蔵されている穀物の保存は加工ではないものの、フィルムでの写真撮影は加工である。⁽¹⁵⁾ また、価値創造的行為は必ずしも物理的なものに限定されず、それが化学的であれ生物学的であれ加工であり、それゆえ遺伝子工学や植物育種も加工である。⁽¹⁶⁾ さらに、BGB950条1項2文は、「書字、作図、作画、印刷、彫刻その他これに類する物の表面の工作も加工とみなす。」と規定している。したがって、およそ労働者の労働は加工と評価されることとなる。

ある製作された物が新たな物に該当するか否かは、取引通念に従って判断される。⁽¹⁷⁾ ここで最も重要な要素とされるのは、物の名称である。⁽¹⁸⁾

加工の価値が材料の価値に比べて著しく低いか否かは、材料と新たな物の市場価値を基に判断される。⁽¹⁹⁾ 具体的には、「材料の市場価値：新たな物の市場価値=100：160」の比率が基準となる。⁽²⁰⁾

これらの要件が充足されれば、新たな物の製作者は、その所有権を原始取得する。⁽²¹⁾ また、「新たな物の所有権の取得によって、材料について存在している権利は、消滅する。」(BGB950条2項)。

以上のほか、本稿の問題に関わる範囲で、BGB950条の法的性格及び立法時の議論を確認しておく。

まず、BGB950条は、強行規定と解されている。その根拠として、物権法の帰属規定が、法的安定性及び法的明確性の観点から一般的に強行的性格を有する⁽²⁴⁾ことが挙げられる。

次に、立法過程において、BGB950条1項1文の「……を製作する者（Wer …… herstellt）」の後に「又は製作させる（oder herstellen lässt）」を挿入すべきかが議論されたものの、「製作する者」が「製作させる者」を含むのは自明であるとして回避された。⁽²⁵⁾

第2節 生産的労働拡大説

次章で述べるように、裁判例は生産的労働拡大説に立脚しているので、この見解のみを基礎として確認しておく。

生産的労働拡大説とは、BGB950条1項1文の「……を製作する者（Wer …… herstellt）」を拡大解釈して使用者がそれに該当するとする説である。その理論構成及び裁判基準を詳述すれば、以下のとおりである。⁽²⁶⁾

この説は、まず、BGB950条が生産的で価値創造的な労働を所有権取得の根拠として認める根本思想に基づいていること、及び、立法過程において「製作する者」に「製作させる者」が含まれることが自明とされていたことを前提とする。その上で、労働自体ではなく価値創造が新たな権利を創出すること、及び、同条は財産的価値創造を規律するのであって、それは必ずしも人間の事実的行為に起因しないことを根拠に、同条の根本思想を生産的で財産価値創造的な活動を所有権取得の根拠として認めることと再定義する。そして、ある活動が生産的で財産価値創造的な活動に該当するか否かは、取引通念に従って、労働者の人格的従属とその指示拘束性及び主材料の供給を決定的な要素として、加工の目的及び加工の契機を補充的要素として、第三者に認識可能であるかという観点から客観的に判断しなければならないとする。

なお、この説は、BGB950条に係る解釈問題についての学説の分析において、他の説と比較して決定的な欠点がないこと、同条1項の文言解釈に無理がない⁽²⁷⁾

論 説

こと、及び、必ずしも従属関係が存在しない雇用類似の働き方にも妥当することから、最も適切な見解と結論づけられている。もっとも、取引通念に従った判断を基礎とすることから、判断の明確化という課題が指摘されている。したがって、裁判例における具体的な判断枠組みを分析することは、この説のさらなる発展にも資する。

第3章 裁判例

裁判例は、一貫して生産的労働拡大説に立脚し、2つの領域において具体的判断を示している。

そのため、まず、裁判例に見られる生産的労働拡大説を総論的に確認する（本章第1節）。その上で、2つの領域における裁判例、つまりは研究の自由（本章第2節）及び職人制作（本章第3節）の領域における裁判例を分析する。なお、本稿の分析は、その多くが筆者によるものである。なぜなら、ドイツにおける分析は、著作権法の観点からなされたものが多く、物権法の観点からなされたものが乏しいことから、有体物である労働成果物の帰属問題について参考しがたいためである。

第1節 1951年判決を基礎とする裁判例における生産的労働拡大説の展開

生産的労働拡大説の嚆矢となった裁判例は、連邦通常裁判所⁽²⁸⁾1951年10月26日判決（以下、「1951年判決」とする。）であり、これに続く裁判例にしきりに参照されている。そこで、同判決を中心としながらも、それを参照する裁判例も併せて分析することで、裁判例に見られる生産的労働拡大説を確認する。

1 事案の概要

本件は、病院において勤務していた主任医師が、患者の病歴、手術及び再検査についての情報を内容とするカルテ（Karteikarte）を作成し、それが保管されるカルテ棚（Kartothek）を充実させたところ、このカルテ棚の所有権を取得したとして、病院に対して、その返還を請求した事案である。

外形的には、主任医師が、カルテを加工し、カルテ棚を製作したのであるか

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

ら、BGB950条1項に従ってカルテ棚の所有権を取得するはずである。しかし、この製作は労働義務の履行として行われたのであり、また、カルテは病院事業にとって枢要な物である。そこで、誰がカルテ棚の所有権を同条項に従って取得するのかが争われた。

2 判旨

連邦通常裁判所は、誰がBGB950条1項に従ってカルテの製作者とみなされるのかについては、カルテがどのような目的に資するかが重要であると判示する。⁽²⁹⁾ 具体的には、カルテが主任医師の私的な学術研究と病院事業の運営のいずれの目的に資するかを問題とする。前者であれば主任医師が所有権を取得し、後者であれば病院が所有権を取得することとなる。一方で、カルテが前者の目的のために作成される場合には、たとえこれが賃金の支払われるカルテ棚の製作に至るものであっても、その製作は主任医師と病院の労働関係の表れではなく、生活通念に従って主任医師が製作者とみなされると判示する。他方で、カルテが後者の目的に資する場合、つまりはそれが特に予後治療を容易にする場合には、カルテは主任医師又は医師助手その他の労働者によってその労働義務の範囲で病院のために作成された病院設備となり、このことから病院がBGB950条1項に従って所有権を取得すると判示する。結論として、カルテが患者の予後治療を容易にすることから、病院がカルテ棚の所有権を取得したとして、主任医師の請求を棄却する。⁽³⁰⁾

3 分析

誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかを問題にしていることからして、1951年判決が生産的労働拡大説に与することは明らかである。もっとも、学説によって示された裁判基準と比較すると、以下の2点に同判決の特徴が認められる。第一に、取引通念ではなく、生活通念に従って判断する点である。第二に、加工の目的及び加工の契機ではなく、労働成果物が資する目的という、言わば労働成果物の機能を考慮する点である。

(1) 生活通念

ア 生活通念と取引通念の一致

取引通念（Verkehrsanschauung）も生活通念（Lebensanschauung）も、そ

論 説

そもそもこれらが指すところは明らかではない。もっとも、これらの文言に注目して差異を見いだすならば、前者は取引関係者における通念であり、後者はより一般的な社会における通念と整理できる。そうすると、生活通念に従っては、取引関係者に特別な事情を判断できないこととなる。それゆえ、1951年判決は、主任医師と病院における特殊な業態や慣行を判断しえないはずである。しかし、同判決はカルテ棚の機能について述べるなかで、主任医師の学術研究や病院による予後治療を判断しているのであるが、これはどのように説明されるのであろうか。

結論から言えば、連邦通常裁判所が、取引通念と生活通念に差異を認めていないためであると思われる。

連邦通常裁判所1954年6月28日判決（以下、「1954年判決」とする。）⁽³¹⁾は、材料会社が加工会社に代金の支払いまで所有権を留保して材料を供給したところ、加工会社が代金を支払う前にこれを加工した事案において、1951年判決を参照することなく、取引通念に従うと加工又は改造の過程の支配者がBGB950条1項の意味における製作者とみなされると判示する。これに対して、連邦通常裁判所1956年3月3日判決（以下、「1956年判決」とする。）⁽³²⁾は、同様の事案において、1951年判決及び1954年判決を参考しながら、誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかの判断に際して決定的であるのは、生活通念という語を用いつつも、状況に精通した客観的な判断者の視点であると判示する。そして、土地所有者が他人の土地に越境建築をした事案において、誰がBGB912条1項の意味における越境建築者であるかの判断に際しては、誰の名と経済的利害において建築が行われたかが重要であるとする連邦通常裁判所1983年2月25日判決（以下、「1983年判決」とする。）⁽³⁴⁾は、両判決の要素を備えた見解を示す。すなわち、BGB912条1項の越境建築者とBGB950条1項の製作者の判断が類似していると指摘して、1956年判決を参考しながら、後者においては状況に精通した客観的な判断者の視点と取引通念が決定的であると判示する。このような展開を経て、連邦通常裁判所1990年9月27日判決（以下、「1990年判決」とする。）⁽³⁵⁾は、1951年判決、1954年判決及び1983年判決を参考しながら、誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかの判断に際して決定的であるの

は、状況に精通した客観的な観察者の取引通念であると判示する。

以上の連邦通常裁判所判例の展開においては、取引通念と生活通念という文言よりもむしろ、状況に精通した客観的な判断者に力点が置かれている。これは取引関係者と同等のものと評価できるので、取引通念と生活通念には異なるところがないこととなる。なお、1990年判決は、1951年判決以来初の、かつ、現時点で最も新しい、誰が労働成果物の所有権者であるかについての連邦通常裁判所判例である。そうすると、連邦通常裁判所は、本稿の問題に関して、取引通念と生活通念を同一のものとして、文言上は取引通念を用いることとしたと評価できる。

イ 取引通念の明確化

連邦通常裁判所は、取引通念に従って判断することを述べるに留まらず、この基準を提示することでその判断を明確化している。この基準とは、1956年判決によって判示された、状況に精通した客観的な判断者の視点である。そしてこれは、幾度も参照されており、取引通念に従った判断の基準として実務上確立している。

このような連邦通常裁判所判例における基準の明確化は、取引通念に従った判断方法自体が抽象性を必然的に伴うことからすると、高く評価できる。しかしながら、この基準自体が妥当であると認められたわけではない。当該基準における判断者は、①状況に精通した②客観的な判断者とされている。以下では①及び②の2つの要素について検討する。

まず、①を設定することは、加工が特殊な業態や慣行のもとで行われうことからしても妥当であるように思われる。このような状況に疎い者には、適切な判断を期待できないためである。ところで、BGB950条の目的は、所有権関係を明確化することに存在している。この明確化は、物権法的観点からすると、当事者に対してはもちろん、第三者に対しても要求される。そこで、これに対応するものとして②を位置づけることができ、それゆえにこれも妥当であるようと思われる。しかし、そうであれば、特殊な業態や慣行に疎い第三者に対しても、所有権関係が明確でなければならないこととなる。判断者の範囲の縮小を意図する①とその拡大を意図する②を調整する必要が、ここに認められる。

論 説

労働成果物についての取引関係を例に検討すると、これへの回答が示唆される。そこでは、使用者は自らが労働成果物の所有権者であることを前提として、それを担保に供し、事業の運転資金を確保することが考えられる。この場合に所有権関係が明確でなければならない第三者は、典型的には金融機関や取引先に違いない。というのも、使用者が労働成果物の所有権者であることを前提として、彼らは取引を行うためである。そしてまた、彼らが取引関係に入る際には、通常は労働成果物の製作態様についての知識を獲得することが想定される。つまり、労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする者は、労働成果物の製作態様についての知識を有するのであり、また、彼らに対して所有権関係が明確であればその保護に欠けるところがない。

したがって、状況に精通した客観的な判断者とは、特殊な業態や慣行を詳細に理解している者と限定的に解するのではなく、また、物権法的観点を強調してあらゆる第三者と広く解するのでもなく、むしろ労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする者と解する限りで妥当であろう。

(2) 労働成果物の機能

ア 製作結果としての考慮

1951年判決は、BGB950条1項1文の「製作する者」を拡大解釈する根拠については何も述べていない。そして、このことに起因して、労働成果物の機能を適切には考慮できていない。

前章第2節で確認したとおり、生産的労働拡大説は、BGB950条の基礎とする根本思想が生産的で財産価値創造的な活動に所有権取得の根拠を認めることであることを、そのような活動をする者を製作者と解することの根拠としている。したがって、ある活動が生産的で財産価値創造的な活動と評価できるかが、同条項に従った所有権取得にとって決定的なのである。それゆえ、労働成果物の機能は、製作過程とは関係しないため、直接には製作者の決定に影響を及ぼさない。⁽³⁶⁾ もっとも、製作者は自己に有用な機能を有する物を製作することが通常想定されるのであるから、その機能から製作過程が決定される限りでこれを考慮することは否定されない。⁽³⁷⁾

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

この観点から1951年判決を分析すると、一方で主任医師の私的な学術研究という目的に係る判示は妥当であるが、他方で病院事業の運営という目的に係る判示は妥当ではないとの評価に至る。というのも、同判決は、前者については、カルテの機能それ自体ではなく、カルテが作成される目的を問題にしているものの、後者については逆に、カルテが作成される目的ではなく、カルテの機能それ自体を問題にしているためである。このような判示の原因は、ひとえにBGB950条1項1文の「製作する者」を拡大する根拠を確認していなかったことにあると思われる。仮にカルテ棚の製作が生産的で財産価値創造的な活動に該当するのか否かを判断しようとしていたならば、予後治療の容易化のためにカルテが作成されたかを問題にしていたはずである。

労働成果物の機能から直接に製作者を決定することは、否定されなければならない。この点で1951年判決は批判を免れない。

イ 製作過程としての考慮

つまり、1951年判決は、労働成果物の機能を製作過程との関連においてのみ考慮すべきであったと批判できる。しかし、この批判は、同判決を参照する連邦通常裁判所1988年1月20日判決（以下、「1988年判決」とする。）⁽³⁸⁾には、もはや妥当しない。同判決は、この問題を克服しているのである。

1988年判決は、使用者の事業としての解体作業中に労働者が埋蔵物を発見した事案において、目標とされる埋蔵物探しのような明らかな例外を除き、通常は労働者自身がBGB984条の意味における発見者であると判示する。その理由は、埋蔵物の発見と労働成果物の製作の対比によって明らかになる。一方で、埋蔵物の発見は、極めてまれであり、それゆえに解体作業という事業の目的にも属さないので、このような異常で偶然の労働者の発見は、労働者が労働契約で義務づけられている事業の活動とは結びつかないと判示する。他方で、使用者がBGB950条1項に従って労働成果物の所有権を取得するのは、1951年判決及び1956年判決を参照しながら、加工が労働者の労働契約上の義務であるためと判示する。それゆえ、労働力が投入される、計画され目標とされた埋蔵物探しという事業においては、使用者がBGB984条の意味における発見者たりうるとも述べる。

論 説

ここで注目すべきは、1988年判決が、一方で、埋蔵物の発見が解体作業という事業の目的に属すのかを判断しながらも、他方で、埋蔵物の発見を計画し目的とする埋蔵物探しという事業についても言及していることである。つまり、現に行われている事業の目的から、労働成果物の製作が計画されているのかを判断する方向のみならず、これとは逆に、労働成果物から、その製作に通常想定される事業の目的を導き、これが現に行われている事業の目的に含まれるのかを判断する方向も示唆されているのである。この後者の方向こそが、労働成果物の機能から、事業の目的ひいては製作過程を措定し、それを製作者の決定に考慮する方法なのである。

したがって、1988年判決は、1951年判決が抱えていた労働成果物それ自体から合目的的に所有権者を決定する危険を排除したものと評価できる。

(3) まとめ

結論として、1951年判決の2つの特徴を出発点とする分析から、本章第2節及び第3節における検討の基礎として導かれるることは、以下の2つである。第一に、誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかの判断は、状況に精通した客観的な判断者の取引通念に従ってなされなければならず、その判断者とは、労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする者である。第二に、労働成果物の機能は、そこから導かれる製作の目的のみを考慮する限りで妥当である。

第2節 研究の自由として保障される研究資料の製作——1990年判決

基本法(Grundgesetz)5条3項1文は、「芸術、学問、研究及び教授は、自由である。」と規定し、研究の自由を保障する。もちろん、大学教員はこれを享受する。それゆえ、研究の内容やその方法を自由に決定できる。ところで、大学教員と大学との間にも労働関係は存在する。しかし、この関係は、大学教員に研究についての自律性が認められていることからして、工場労働者を典型とする従属性の労働関係とまったく同じものではない。そこで、大学教員によって製作された労働成果物も、大学に帰属するのかという疑問が生じる。なぜなら、大学教員は、大学の指示に従っては研究(製作)を行っていないためであ

る。この点が問題となったのが、1990年判決である。

1 事案の概要

本件は、大学において勤務していた大学教員が、ドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft : 以下、「DFG」とする。) からの金銭的支援や大学からの支援を受けて研究資料を作成したところ、その相続人が、この大学教員が取得した研究資料の所有権を相続したとして、大学に対して、その返還を請求した事案である。

ここで大学教員は、研究の自由の保障のもとで自律的に研究資料を作成したのであるから、BGB950条1項に従ってこの所有権を取得するとも考えられる。しかし、その作成においては、大学は指示さえしていないものの、その事業の範囲で支援したのであり、また、DFG も金銭的に支援していたのであるから、大学教員に所有権を認めることに疑問が生じる。そこで、一般的に労働成果物が使用者に帰属するとされていること、研究の自由、並びに、金銭的、人的及び物的支援、これらを前提とした同条項の意味における著作者の判断が、連邦通常裁判所に求められた。

2 判旨

(1) 判断基準と判断要素

連邦通常裁判所は、まず、BGB950条1項の意味における著作者とみなされる者は、原則として、その名と経済的利害において製作が行われる者であり、また、誰がこれに該当するかの判断に際して決定的であるのは、状況に精通した客観的な観察者の取引概念であると判示する。⁽⁴⁰⁾しかし、この概念規定と帰属基準は、ある物の経済財への加工とこれの経済過程への投入という類型的場面に適合させられているのであるから、経済的目的のために作成されていない研究資料については妥当しないと続ける。

したがって、本事案においては別の基準に従って誰が研究資料の著作者であるかが判断されなければならず、ここで重要であるのは、研究資料の性格、つまりは①その目的及び②大学教員と大学との間の具体的な利害状況、並びに、③誰が著作者であるかについての合意及び④所有権の帰属に関する特別の法規定であると判示する。

(2) 本事案における検討

連邦通常裁判所は、これを前提として、③及び④の存在を否定し、主として①及び②を検討する。

ア ③誰が製作者であるかについての合意

まず、端的に、大学教員と大学との間に、誰が研究資料の所有権者であるかについての合意が存在していないことを指摘する。

イ ④所有権の帰属に関する特別の法規定

次に、DFG の研究グラントの取扱いについてのガイドラインも、バーデン＝ヴュルテンベルク州の旧高等教育法 (Hochschulgesetz) 及び旧大学法 (Universitätsgesetz) も、研究グラントから購入された研究機器の所有権関係については規定しているものの、BGB950条1項に基づいて発生する新たな物の所有権の帰属については何も規定していないと判示する。これに加えて、バーデン＝ヴュルテンベルク州の旧地方公務員法 (Landesbeamtengesetz) 79条3項1文は、「公務員は、公務員関係の終了後も、上司又は最後の上司の請求に応じて、複製であっても、公文書に該当する公務上の書類、図面、図画及び記録を引き渡さなければならない。」と規定するところ、これは公務員の秘密保持を目的とするのであるから、研究資料については妥当しないと判示する。

ウ ①研究資料の目的

そして、1951年判決と同様に、ただし研究資料が純粹に学問的性質を備えることから、一次的に大学教員と大学のいずれの学問的目的に資するかが問題であるとして、大学教員の特別な法的地位に着目する。大学教員の法的地位は、純粹に雇用法的な地位を超えて、大学に義務づけられた任務をその専門の研究と教育を通じて自律的に行うことによって本質的に特徴づけられると判示する。ここから、この大学教員の状況が原則として、使用者の利益のために労働成果物をその利用に供し、また、資料を完成させなければならない、指示に従う労働者や公務員とは異なることを導き、それゆえに大学教員の研究活動は、大学のために労働成果物をその利用に供することには向けられていないと判示する。

エ ②大学教員と大学との間の具体的な利害状況

しかしながら、研究資料は、大学事業の範囲で税金又は第三者から提供され

たかなりの人的及び物的支援を利用して作成されたのであるから、研究の自由を考慮しても、その私的領域に帰属させられるべきではないと判示する。それゆえ、大学教員は、公の利益において自由で自己責任の研究を行うのであるから、この公の利益によって未公開の学問的な労働成果物を適切な方法で公開することが求められると続ける。もっとも、このことが必ずしも研究資料の所有権帰属とは結びつかないことも確認的に述べる。

(3) 結論

連邦通常裁判所は、大学教員が、その所属する大学のためにではなく、また、自らの計画と責任で研究資料を作成したのであるから、BGB950条1項に従つてその所有権を取得したと結論づける。また、④と関連して、この結論にDFG の金銭的支援が影響を及ぼさないことも確認する。なお、大学がBGB986条1項⁽⁴¹⁾1文の意味における占有権限を有するとして、相続人による研究資料の返還請求は棄却する。

3 分析

以上のように、1990年判決は、連邦通常裁判所判例が示してきた誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかを判断する基準が、問題となる労働成果物が経済財である場合にのみ妥当することを前提に、学問的性格を備える労働成果物が問題となる本事案において別の基準を定立し、そこで考慮される4要素を提示するのである。

しかしながら、ここでまったく新たな基準が定立されたとは評価できない。というのも、形式的に見ると、①は1951年判決において既に提示されていたのであり、また、③も1990年判決が参照する1956年判決において既に提示されていたためである。さらに、それぞれの要素における判示を実質的に見ると、とりわけ労働成果物の学問的性格が考慮される②は、結局のところ結論に影響を及ぼしておらず、また、④は特別法が一般法に優先することを確認するにすぎないためである。したがって、②及び④は検討するまでもなく、①及び③のみを検討すれば1990年判決の分析として十分であろう。

(1) ①研究資料の目的

前節で確認した連邦通常裁判所判例の展開によると、1951年判決によって示

論 説

された労働成果物の機能は、そこから導かれる製作の目的へと変移してきた。

①もこの延長線上に位置づけられる。たしかに、研究資料という労働成果物それ自体の性格から（新たな）基準が定立されているのではあるが、①において実質的に着目されているものは、それがどのように作成されるのかという製作過程である。具体的に言えば、研究資料それ自体ではなく、研究活動に着目されているのである。

したがって、この要素において、労働成果物それ自体ではなく、むしろ生産的で価値創造的な活動にこそ着目するということが実務上確立したものと評価できる。合目的的な解釈を避ける意味においても、①は妥当であろう。そしてまた、具体的判断において、研究活動の自律性が考慮されていることも妥当であろう。というのも、これによって研究活動という製作過程を決定することが可能になるためである。

もっとも、1990年判決が判示するように、研究活動の自律性は、研究の自由が保障される大学教員の法的地位を基礎としていることを忘れてはならない。ここから、研究の自由が保障される範囲と研究活動が自律的に行われる範囲は、対応関係にあることが導かれる。一方で、研究の自由が保障される者であれば、およそ同判決の射程が及び、結論としてその者が自ら製作した労働成果物の所有権をBGB950条1項に従って取得するものと思われる。他方で、研究の自由が保障されない者であれば、その結論は異なるはずである。

それゆえ、1951年判決は、被告病院が大学病院であったことから、主任医師の医療行為が同時に研究活動であるとして、1990年判決と同様に、主任医師に所有権が帰属すると結論づけるべきであったとの批判は、妥当ではない。なぜなら、医療行為としての研究活動は、医療行為としての性格ゆえに、部分的にのみ研究の自由が保障されるのであるから、主任医師に所有権が帰属するとの結論を導くに十分ではないためである。研究協力者が労働成果物を製作した事案において、1990年判決を基本的に踏襲しながらも、部分的な研究の自由が保障される研究協力者と大学の具体的な利害状況を判断要素として提示するヘッセン州労働裁判所⁽⁴⁴⁾1998年2月5日判決は、この理解に沿うものであろう。

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

(2) ③誰が製作者であるかについての合意

③の検討に先んじて、1990年判決がBGB950条の強行規定性と③の関係をどのように解しているのかを明らかにすることを避けては通れない。もっとも、1990年判決は③について非常に淡白に判示しているので、これが参照する1956年判決を検討する。これにより、1990年判決が同条の強行規定性を前提としながらも③を設定していることが導かれる。

1956年判決は、前節で確認したことを前提に、材料が所有権留保のもとで供給され、加工を材料会社のために行うことが合意されている場合には、客観的な判断者の視点からは、ふつうこの会社がBGB950条1項の意味における製作者であると判示する。そして、当該事案において具体的には、材料が所有権留保の合意において期待され前提とされた方法で加工されたと指摘する。つまり、合意によって同条の適用が排除されるのを認めるのでは決してなく、そのような合意の存在を取引通念に従って材料供給者を製作者と判断する要素として考慮するのである。具体的には、所有権留保の合意によって、それに従った製作がなされることをこの要素の基礎にするのである。同判決を参照する1990年判決も、これと異なることを特別には述べないのであるから、同様の見解に立つものと思われる。

このように、1990年判決はBGB950条の強行規定性と矛盾することなく③を提示するのであるが、このことはその要素としての妥当性を意味するものではない。たしかに、誰が製作者であるかについての合意によって、それに従った製作が期待されるという意味において、③自体に要素としての機能は存在すると思われる。しかし、こと研究の自由を基礎として製作が行われる場合においては、③を設定することに疑問が生じる。というのも、研究の自由が保障される大学教員は、それを基礎として自律的に研究活動を行うところ、そのような合意に従った研究活動を想定しえないためである。したがって、1990年判決は、その事実関係において③を考慮する余地を認めるべきではなかったと思われる。

(3) まとめ

そうすると、結局のところ1990年判決は、①についてのみその意義が認められる。それはすなわち、連邦通常裁判所判例の展開に対応して生産的で財産価

価創造的な活動に着目することを実務上確立し、製作過程の決定との関係で基本法5条3項1文の規定する研究の自由を考慮したことである。もっとも、研究の自由と加工という特別の問題領域を設定したものとして同判決を評価すべきではない。というのも、研究の自由が保障される大学教員の地位ではなく、そこから導かれる研究活動の自律性に着目されているためである。仮にこのような問題領域を設定するのであれば、この部分の判示は不要なはずである。つまりは、研究の自由は、製作が自律的に行われたと評価する1つの事情として位置づけられているのである。

第3節 職人試験における職人制作（Gesellenstück）の製作

結論から言えば、ここでも職人制作と加工という特別の問題領域が設定されるのではない。もっとも、以下で検討する裁判例が職人制作の性格を考慮していることは否定したい。そこで、職業訓練について規律する職業訓練法（Berufsbildungsgesetz：以下、「BBiG」とする。）を中心に、職業訓練関係の労働法的位置づけ及び職人制作の性格を総論的に確認しておく。

1 職業訓練法制

職業訓練関係においては、労働関係と同じく、給付義務、付随義務及び保護義務が発生する。⁽⁴⁵⁾また、職業訓練契約には、原則として労働契約に妥当する法規定及び法原則が同じく妥当しなければならない（BBiG10条2項）。このように、職業訓練関係は労働関係から離れた特殊なものではないので、なぜ訓練生（労働者）ではなく指導者（使用者）が、労働成果物の所有権をBGB950条1項の文言に反して取得するのかという問題も、同じく生じる。

ここで特に問題となる労働成果物こそが職人制作である。職人制作とは、訓練生が職人試験において製作する作品である。一方で訓練生は、この試験において、要求される職業上の技能を習得し、必要な職業上の知識及び能力を備え、職業訓練の授業において用いられる職業訓練にとって重要な教材に精通していることを証明しなければならない（BBiG38条2文）。⁽⁴⁶⁾他方で指導者は、その製作に必要な道具や材料などを無償で訓練生に提供しなければならない（BBiG14条1項3号）。⁽⁴⁷⁾つまり、職人制作は、訓練生にとっては技能の証であ

り、また、指導者にとっては投入した資源からの生成物である。

したがって、いずれの側にも職人制作の所有権を欲する理由が存在する。そこで、いずれがBGB950条1項の意味における製作者であるかが争われる。ここで問題となる職人制作の性格は、それが試験においてBBiG38条2文にいう証明を目的として製作されることである。⁽⁴⁹⁾

2 裁判例の展開

(1) 職人制作の性格の判断要素としての提示とその不考慮

連邦労働裁判所1960年3月3日判決（以下、「1960年判決」とする。）⁽⁵⁰⁾は、訓練生が、終業後に、指導者によって提供された40マルクの道具及び材料を用いて、100～120マルクの職人制作を製作した事案において、職人制作の性格を考慮しなかった。すなわち、誰がBGB950条1項の意味における製作者であるかの判断に際しては、①手工業の種類、②職人制作の価値に対する材料費の割合及び③慣例と場合によっては当事者の合意を考慮するとしながらも、①については具体的に検討せずに、②職人制作の市場価値に対する材料費の割合が著しく低く、また、③指導者が訓練生が自ら職人制作を製作することを認識していたとして、訓練生が職人制作の製作者であると判示した。

このように、①において職人制作の性格を考慮する可能性が示されながらも、そこで職人制作の性格は考慮されていない。

なお、②は、BGB950条1項に従った所有権取得の独立した要件として設定されているのであるから、ここで考慮されるべきではない。また、③は、合意によって製作過程が決定される限りで妥当であろう。

(2) 職人制作の性格の考慮

ケルン州労働裁判所2001年12月20日判決は、訓練生が、指導者によって提供された2,019.20マルクの材料を用いて、自らの設計に従って、推定7,000マルクの職人制作を製作した事案において、1960年判決を参照しながら、①～③の判断要素を引用した上で、職人制作の性格を考慮した。すなわち、①職人制作の製作は、指示に従う労働によっては特徴づけられず、むしろ労働過程が自律的に計画され、労働成果物が自律的に管理されることを前提とするのであり、また、指導者の経済的利益ではなく、訓練生の利益に資するのであるから、訓練

生がBGB950条1項の意味における職人制作の製作者であると判示した。なお、②職人制作の材料費はこの判断に影響を及ぼさないとした上で、材料の価値が明らかに加工の価値を上回るのであれば、同条項所定の要件を充足しないのであるから、材料の所有権がそのまま存続するとも判示した。また、③については何も検討しなかった。

ここでは、たしかに、①において、職人制作の性格、より正確にはそこから導かれる職人制作の製作過程が自律的に決定されることが考慮されている。もちろん、製作を自律的に行っている者は製作者たりうるのであるから、これを考慮することは妥当であろう。もっとも、その導出過程については何も述べられておらず、説明が不足していると評価せざるをえない。

なお、②についての判示は、BGB950条1項の要件を適切に整理したものであり、妥当であろう。

(3) 職人制作の性格の判断要素への設定根拠

ミュンヘン州労働裁判所2002年8月8日判決は、訓練生と指導者との間に、⁽⁵²⁾指導者を職人制作の所有権者とする合意が存在していた事案において、一般論として職人制作の製作過程における自律性の導出過程を詳述した。すなわち、職人制作は、訓練生によって、原則としてその利害において試験委員会の契機で、要求される実務上の能力と知識の証明として、使用者の製作の範囲ではなく製作されるので、原則として訓練生がBGB950条1項の意味における職人制作の製作者であると判示した。⁽⁵³⁾

ここでは、職人制作が職業訓練で習得されたものの証明として職人試験において製作されること(BBiG38条2文)が考慮されているのである。訓練生は、仮に指導者の詳細な指示に従って職人制作を製作するのであれば、この証明をしたことにはならない。この証明をするためには、自律的にそれを製作しなければならないのである。それゆえ、BBiG38条2文を根拠に職人制作の製作過程における自律性を導くことは妥当であろう。

したがって、これを本節2(1)及び(2)と併せて読めば、職人試験において同文にいう証明を目的として製作されるという職人制作の性格は、この証明が必然的に製作過程の自律性を伴うのであるから、①において考慮されることとなる。

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

そしてまた、このことは、訓練生がBGB950条1項の意味における製作者であることを示す決定的な事情となろう。

(4) まとめ

以上のように、職人制作の性格を軸として裁判例を分析してきたが、ここで確認しておかなければならることは、職人制作の性格も、誰が生産的で財産価値創造的な活動を行ったかの判断における1つの事情にすぎないことである。すなわち、訓練生は、ただ職人制作を製作するからではなく、その性格に起因して自律的に職人制作を製作するからこそ、BGB950条1項に従ってこの所有権を取得するのである。職人制作と加工という特別の問題領域は、存在しないのである。

なお、下級審裁判例が1960年判決以降の展開を担っていたため、この結論の実務的意義が問題となりうる。しかし、検討した下級審裁判例は、1960年判決と矛盾するものではなく、同判決を詳細にしたものにすぎない。それゆえ、この結論を限定する必要はないと思われる。

第4節 小括

裁判例は、生産的労働拡大説が判断の明確化に課題を抱えていたところ、判断方法と判断要素の2つについて、具体的な判断枠組みを提示した点で高く評価できる。

まず、判断方法について見れば、連邦通常裁判所判例は、状況に精通した客観的な判断者の取引通念に従って判断することを示している。さらに、その判断者とは、製作過程の分析における専門性と物権法的要請との調整から、労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする者であることが導かれる。学説がこの点について、取引通念に従うとだけ述べていたことからすれば、連邦通常裁判所判例が必然的に抽象性をはらむ取引通念を明確化したことには、大きな意義が認められる。

次に、連邦通常裁判所判例における判断要素の発展は、労働成果物それ自体から労働成果物の製作過程への変移に特徴づけられる。1951年判決によって示された労働成果物が資する目的、言わば労働成果物の機能は、大いに問題のあ

論 説

る要素であった。というのも、同判決が、ある活動が生産的で財産価値創造的な活動と評価できるかが問われていることを確認せずにこの要素を提示したことから、誰にとって労働成果物の価値が認められるのかという合目的的な判断に至ったためである。しかし、同判決を参照する連邦通常裁判所判例は、労働成果物の目的を考慮するとしながらも、その目的において行われる製作にこそ着目するのである。つまり、労働成果物それ自体から労働成果物の製作過程へと、焦点が正当に移ったのである。

そうして、この要素において研究の自由と職人制作に係る裁判例が展開される。しかし、ここで特別の問題領域が設定されたのではない。誰が生産的で財産価値創造的な活動を行ったのかの判断に際して考慮される製作過程の自律性が、前者においては研究の自由から、後者においては職人制作の性格から、導かれるにすぎないのである。

ところで、一方で労働者が自律的に製作する場合とは、使用者に従っては製作しない場合であり、他方で労働者が自律的には製作しない場合とは、使用者に従って製作する場合である。つまり、自律性と従属性は、同一の要素を反対の視点から換言したものにすぎない。したがって、学説が抽象的で理論的に提示してきたさまざまな判断要素のうち、労働者の人格的従属とその指示拘束性こそが実務上の妥当性を有することが裁判例によって示されたと評価できよう。

第4章 おわりに

本稿は、いかなる場合に民法246条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかについての具体的な判断枠組みの基礎を提供することを目的として、なぜBGB950条1項の文言に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという解釈問題についての裁判例を分析してきた。

まず、分析の前提としてBGB950条の規定内容及び学説を確認した（第2章）。

BGB950条は生産的で価値創造的な労働を所有権取得の根拠として認める根本思想に基づいており、また、その立法過程において「製作する者」に「製作

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

させる者」が含まれることは自明とされていた。

生産的労働拡大説は、これを前提として、同条の根本思想を生産的で財産価値創造的な活動を所有権取得の根拠として認めることと再定義することで、同条1項の意味における製作者を拡大解釈して使用者がそれに該当するとする。そして、ある活動が生産的で財産価値創造的な活動に該当するか否かは、取引通念に従って、労働者の人格的従属とその指示拘束性及び主材料の供給を決定的な要素として、加工の目的及び加工の契機を補充的要素として、第三者に認識可能であるかという観点から客観的に判断しなければならないとする。

その上で、本稿の問題に関して集積されている裁判例の分析に移った（第3章）。ここで、裁判例は一貫して生産的労働拡大説を採用することを示し、取引通念に従った判断方法及び判断要素を明確化していた。

まず、学説が取引通念に従って判断するとだけ述べていたところ、連邦通常裁判所判例は状況に精通した客観的な判断者の取引通念に従って判断すると判断することで、判断方法を明確化している。そして、この判断者とは、製作過程の分析における専門性と物権法的要請との調整から、労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする者でなければならぬと思われる。

次に、学説が抽象的で理論的にさまざまな判断要素を示していたところ、連邦通常裁判所判例は、労働成果物の製作過程を判断要素として考慮することで、判断要素を明確化した。さらには、研究の自由と職人制作の性格から製作過程の自律性を導いて、これを考慮している。したがって、労働者の人格的従属とその指示拘束性は、実務においても妥当する判断要素であると結論づけられる。

以上を前提に、BGB950条1項に係る解釈問題についての判例理論が、民法246条1項に係る解釈問題についての具体的な判断枠組みとなりうるのかについて、若干の検討を加える。

民法246条の趣旨は、加工物を材料と工作に分離・復旧することが困難であり、また、それによって加工物の価値が低下することから、社会経済上の見地に基づいて分離・復旧を認めないこととして、所有権関係を決定することにあると解されている。⁽⁵⁴⁾ この趣旨は、BGB950条が基づく、生産的で価値創造的な

論 説

労働を所有権取得の根拠として認める根本思想とは明らかに異なっている。そのため、本稿の分析成果はわが国に妥当させられないようにも思われる。

しかし、そのような考えは早計である。というのも、上記の見地は、所有権関係の決定する必要性にすぎず、誰に所有権が帰属すべきかに及んでいないためである。したがって、BGB950条に係る判例理論を参照することは、必ずしも否定されない。

この判例理論を採用するならば、前提として、民法246条1項における「加工者」を法的な概念として捉える見解に与することとなろう。なお、この当否自体については、詳細な研究が俟たれる。

この点を措いて、本稿の分析によって得られた判断方法及び判断要素をわが国において妥当させるならば、以下のとおりとなる。

一方でドイツにおいては、BGB950条1項による所有権取得が第三者との関係で効力を有するところ、他方でわが国においては、民法246条1項による所有権取得が第三者との関係で効力を有しない。⁽⁵⁵⁾つまり、わが国においては、物権法的要請が必ずしも妥当しないのである。そうすると、労働成果物についてなんらかの関係にある者及びそのような関係に入ろうとする客観的な判断者の取引通念に従う必要までは存在しないこととなる。したがって、加工が行われる特殊な業態や慣行に精通した判断者の取引通念に従うことが妥当であろう。

これに対して、本稿で得られた判断要素は、全面的に妥当すると思われる。労働者の人格的従属とその指示拘束性は、加工の過程を決定するのであるから、否定する理由がない。なお、わが国において裁判例が蓄積されようとする場合には、研究の自由及び職業訓練の領域における裁判例がそうであったように、特別の領域が設定されるのではなく、あくまでもこの要素において具体的に判断されるべきである。

本稿は、有体物に係る財産的価値創造に限定して検討してきた。つまり、無体物に係る人格的価値創造については何も検討していない。ところで、価値創造による権利創造という思想は、後者においても妥当するはずである。そうすると、労働者が労働関係において創出した無体物も、労働成果物と同様にして使用者に帰属するようにも思われる。しかし、人格的価値創造を担うことがで

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

きるのは人間のみであるため、その多くが法人である使用者をこの無体物の創出者と評価することは困難である。ここから、価値創造による権利創造という思想を共にしながらも、生成されるのが有体物と無体物のいずれの形態であるかで異なる理論の必要性が示唆される。そうすると、無体物について、そもそも使用者に帰属するのか、また、仮にそうであればその根拠は何か、これらの検討が次なる課題である。

- (1) 小粥太郎（編）『新注釈民法（5）物権（2）』（有斐閣、2020）530頁〔秋山靖浩〕。
- (2) これらの見解については、川島武宜＝川井健（編）『新版注釈民法（7）物権（2）』（有斐閣、2007）418-421頁〔五十嵐清＝瀬川信久〕参照。
- (3) 例えば、川島＝川井（編）・前掲注（2）420-421頁〔五十嵐清＝瀬川信久〕が挙げられる。
- (4) 大判大正6・6・13刑録23輯637頁。
- (5) 最二小決昭和45・4・8判時590号91頁。
- (6) 三瀧信三「大判大正6年判批」法学協会雑誌36巻2号（1918）134頁及び大谷実＝上田健二「最決昭和45年判批」法学セミナー231号（1974）81頁も同旨。
- (7) 両判例について、匿名記事「最決昭和45年判批」判時590号（1970）92頁、匿名記事「最決昭和45年判批」判夕246号（1970）274頁、川島＝川井（編）・前掲注（2）420-421頁〔五十嵐清＝瀬川信久〕、石田穰『物権法 民法体系2』（信山社、2008）365頁、平野裕之『物権法〔第2版〕』（日本評論社、2022）347-348頁、吉田克己『物権法I』（信山社、2023）329-330頁。大判大正6年について、末弘巖太郎『物権法 上巻』（有斐閣、1921）393-394頁、林良平『物権法』（有斐閣、1951）130頁、我妻榮『物権法（民法講義II）[改版]』（岩波書店、1952）203頁、末川博『物権法』（日本評論新社、1956）301-302頁、舟橋諱一『物権法』（有斐閣、1960）372頁、柚木馨〔高木多喜男補訂〕『判例物権法総論』（有斐閣、1972）499頁。最決昭和45年について、大谷＝上田・前掲注（6）81頁、稻本洋之助『民法II（物権）』（青林書院新社、1983）292-293頁、小粥（編）・前掲注（1）530頁〔秋山靖浩〕。
- (8) 三瀧・前掲注（6）135頁。
- (9) 広中俊雄『物権法〔第2版増補〕』（青林書院、1987）413-414頁。
- (10) 「加工」とは、加工（Verarbeitung）、改造（Umbildung）及び工作（Bearbeitung）を包括する上位概念である加工（Spezifikation）を指すものと

する。というのも、BGB950条1項は、これら3つの下位概念をその法的効果の点で等しく扱っており、これらを区別する実益が乏しいためである。

- (11) 学説については、廣野風跳「労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）（2・完）——労働関係における民法典950条——」阪大法学75卷1号（2025）195頁以下、75卷2号（2025）83頁以下に詳しい。
- (12) Martin Wolff/Ludwig Raiser, Sachenrecht, 10. Aufl., 1957, S. 269-270; Harm Peter Westermann/Karl-Heinz Gursky/Dieter Eickmann, Sachenrecht, 8. Aufl., 2011, § 53 Rn. 1.
- (13) Jürgen F. Baur/Rolf Stürner, Sachenrecht, 18. Aufl., 2009, § 53 Rn. 14; Klaus Vieweg/Sigrid Lorz, Sachenrecht, 9. Aufl., 2022, § 6 Rn. 18; MünchKommBGB/Füller, 9. Aufl., 2023, § 950 Rn. 1-2; Soergel/Henssler, 14. Aufl., 2023, § 950 Rn. 1.
- (14) Vgl. Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O., § 53 Rn. 4; Staudinger/C Heinze, 2020, § 950 Rn. 8; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 6.
- (15) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 17.
- (16) Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O.
- (17) Baur/Stürner, a. a. O.; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 6; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 6.
- (18) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 18; Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O., § 53 Rn. 5; Marina Wellenhofer, Sachenrecht, 39. Aufl., 2024, § 9 Rn. 5; Staudinger/C Heinze, § 950 Rn. 9; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 7; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159; BGH 10.07.2015, BGHZ 206, 211.
- (19) Baur/Stürner, a. a. O.; Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O.; Wellenhofer, a. a. O.; Staudinger/C Heinze, § 950 Rn. 9; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; OLG Köln 23.08.1996, NJW 1997, 2187; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159.
- (20) Staudinger/C Heinze, § 950 Rn. 11; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 11; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 12.
- (21) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 19; Wellenhofer, a. a. O., § 9 Rn. 7; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 11; BGH 12.01.1972, JZ 1972, 165; BGH 22.05.1995, NJW 1995, 2633.
- (22) Staudinger/C Heinze, § 950 Rn. 14; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 14.
- (23) Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O., § 53 Rn. 10; Staudinger/C Heinze, § 950 Rn. 20; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 15-16; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 4; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159; BGH 15.06.1989, NJW 1989, 3213.

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

- (24) Westermann/Gursky/Eickmann, a. a. O.
- (25) Protokolle der Kommission für die zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen Gesetzbuchs, Bd. 3, 1899, S. 243.
- (26) 廣野・前掲注(11)「労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（2・完）」93-100頁参照。
- (27) 廣野・前掲注(11)「労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（2・完）」106頁参照。
- (28) BGH 26.10.1951, NJW 1952, 661.
- (29) 厳密には製作された物が資する目的が問題とされていないと指摘できる。すなわち、本事案において製作された物であるカルテ棚が資する目的ではなく、カルテのそれが問題とされているのである。ところで、本事案における加工がカルテの作成である以上、加工によってカルテ棚に付加される価値とは、例えばカルテ棚の棚としての強度の向上などでは決してなく、カルテそれ自体の価値なのである。それゆえ、連邦通常裁判所が問題とすべきカルテ棚の資する目的とは、結局のところカルテのそれと一致することとなるのであるから、とりたててこの点を批判する必要はない。もっとも、このような目的を考慮すること自体の是非は、別に検討しなければならない。
- (30) なお、主任医師は、カルテの著作権に基づいて、病院に対して、その学問的利用のための引渡しも予備的に請求していたところ、連邦通常裁判所は、著作権法の草案において明文化が予定されており、判決の時点で既に著作者の人格権から生じるとされていたアクセス権 (Zugangsrecht) を認めながらも、著作権は引渡しの請求原因とはならないとして、この請求を棄却した。現行法においては、ドイツ著作権法 (Urheberrechtsgesetz) 25条がアクセス権について規定している。同条1項は、「著作者は、その著作物の原作品又は複製物の占有者に対して、著作物の複製物又は翻案物の製作に必要であり、かつ、占有者の正当な利益に反しない限り、その原作品又は複製物へ自らが接触させることを請求できる。」と規定し、著作者にアクセス権を認めている。そしてまた、同条2項は、「占有者は、原作品又は複製物を著作者に引き渡す義務を負わない。」と規定し、著作権に基づいては労働成果物の返還を請求することができないことを確認している。
- (31) BGH 28.06.1954, BGHZ 14, 114.
- (32) BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159.
- (33) 【BGB912条（越境建築・受忍義務）】
 - (1) 土地の所有者が故意又は重大な過失によらずに境界線を越えて建物を建築した場合には、相隣者は、越境の前又は直後に異議を述べない限り、越境建築を受忍しなければならない。

論 説

- (34) BGH 25.02.1983, NJW 1983, 2022.
- (35) BGH 27.09.1990, BGHZ 112, 243.
- (36) 廣野・前掲注(11)「労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説(2・完)」98-99頁参照。
- (37) 廣野・前掲注(11)「労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説(2・完)」99頁参照。
- (38) BGH 20.01.1988, BGHZ 103, 101.
- (39) 【BGB984条(埋蔵物発見)】
もはや所有者を確認できないほど長い期間にわたって隠されていた物(埋蔵物)が、発見され、その結果として占有が開始された場合には、発見者及び埋蔵物を隠していた物の所有者が、等しい割合でその所有権を取得する。
- (40) この要素は、1990年判決が参考する1983年判決において既に設定されていたものである(前節3(1)参照。)。ここで重要なことは、同判決が、ある者がBGB912条1項の意味における越境建築者であるかの判断に際して、この要素を設定したことである。つまり、この要素は、直接にはBGB950条1項の解釈として示されたものではなかったものの、1990年判決によって同条項の解釈に導入されたのである。BGB950条が基礎とする根本思想を生産的で財産価値創造的な活動に所有権取得の根拠を認めることが解釈する生産的労働拡大説に立脚するならば、このことは妥当であろう。
- (41) 【BGB986条(占有者の抗弁)】
(1) ¹占有者は、自己又は自己が占有する権利を承継した間接占有者が、所有者に対して占有する権利を有する場合には、物の返還を拒むことができる。
- (42) 労働関係から生じる忠実義務として研究資料の提供義務を根拠づけ、この義務は大学教員にもその相続人にも存在するとして、大学に占有権限を認めている。この忠実義務の根拠については、Gerhard Schricker, Das Recht des Hochschullehrers an seinen wissenschaftlichen Papieren, in: Bernhard Pfister/Michael R. Will (Hrsg.), Festschrift zum siebzigsten Geburtstag von Werner Lorenz, 1991, S. 232ff. 参照。
- (43) Hans-Dieter Lippert, Übertragbarkeit der Rechtsprechung des BGH zum Urheberrecht an Ausgrabungsunterlagen auf Krankenunterlagen?, NJW 1993, S. 770.
- (44) LAG Hessen 05.02.1998, ArbuR 1998, 459.
- (45) BAG 20.09.2006, BAGE 119, 294.
- (46) 【BBiG10条(契約)】
(2) 職業訓練契約には、その性質及び目的並びにこの法律に反しない限り、

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ裁判例

労働契約に妥当する法規定及び法原則が適用されなければならない。

(47) 【BBiG38条（試験対象）】

²[職人試験]において、受験生は、要求される職業上の技能を習得し、必要な職業上の知識及び能力を備え、職業訓練の授業において用いられる、職業訓練にとって重要な教材に精通していることを証明しなければならない。

(48) 【BBiG14条（職業訓練）】

(1) 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。

3. 職業訓練及び中間試験と最終試験（職業訓練関係の終了後に行われる場合を含む。）の受験に必要な訓練資源、特に道具、材料及び専門書、並びに、第28条2項2号に基づくデジタルモバイル訓練に追加で必要なハードウェア及びソフトウェアの、無償での訓練生への提供

(49) BBiG14条1項3号が規定する内容も職人制作の性格を構成すると考えられるところ、およそ労働関係においても、使用者が道具や材料を無料で提供することが想定されるのであるから、これは労働関係から離れた特殊な性格ではない。

(50) BAG 03.03.1960, BAGE 9, 96.

(51) LAG Köln 20.12.2001, MDR 2002, 1016.

(52) LAG München 08.08.2002, NZA-RR 2003, 187.

(53) もっとも、結論としては、指導者が職人制作の所有権者であるという指導者と訓練生の合意が存在したことから、指導者にその所有権を認めている。

(54) 小粥（編）・前掲注（1）523頁〔秋山靖浩〕。

(55) 広中・前掲注（9）413-414頁。

(56) 川島=川井（編）・前掲注（2）420頁〔五十嵐清=瀬川信久〕。